

茨城県報

第6169号

昭和48年11月8日

木曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目次

告 示

ページ

●保安林の指定解除予定(林業課)	1
●区画漁業の免許(漁政課)	2
●土地改良事業の適当決定(2件)(農地管理課)	3
●土地改良事業の認可(")	4
●道路の供用開始(道路維持課)	5
●土地改良区役員の就退任(2件)(土地改良事務所)	5

公 告

●土地立ち入り測量(用地課)	7
●道路位置の指定(建築指導課)	8

雑 報

●役員の異動(地方職員共済組合)	8
------------------------	---

告 示

茨城県告示第1077号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

昭和48年11月8日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 解除を予定している保安林の所在場所

鹿島郡旭村大字荒地字高峠476, 大字沢尻字後山234・234の1 (以上3筆について、次の図に示す部分に限る。) 大野村大字荒野字谷原中300, 大字大小志崎字浜山650

2 指定された目的

飛砂の防備

3 解 除 の 理 由

指定理由の消滅

(「次の図」は省略し、その図面を茨城県庁及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第1078号

昭和48年10月1日霞ヶ浦北浦海区における区画漁業を次のとおり免許した。

昭和48年11月8日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1

免許番号	漁 業 権 者		共 同 権 者
	住 所	氏 名	
霞北区 第209号	行方郡玉造町大字荒宿 189番地	羽 生 誠 ほか1名	安部栄
" 第210号	" " " 226番地	高 野 昭 ほか12名	栗又俊昭, 栗又守, 阿部晃, 安部正, 大久保一郎, 大久保勝男, 鈴木源治, 大久保勝雄, 安部栄, 高野千代松, 羽生誠, 栗又文雄
" 第211号	" " 大字西蓮寺 223番地	滝ヶ崎 進 ほか15名	高野靖, 高野誠一, 高柳正三, 高塚政, 鈴木久喜, 松金宏治, 松金功, 飯島しづ子, 野崎四郎, 滝ヶ崎常由, 滝ヶ崎昇司, 根本文男, 根本清一郎, 根本勝夫, 滝ヶ崎博
" 第212号	" " " 226番地	松 金 宏 治 ほか15名	高野靖, 高野誠一, 高柳正三, 高塚政, 鈴木久喜, 松金功, 飯島しづ子, 理崎四郎, 滝ヶ崎常由, 滝ヶ崎博, 滝ヶ崎進, 滝ヶ崎昇司, 根本文男, 根本清一郎, 根本勝夫
" 第213号	" " 大字手賀 1162番地	野 原 信 ほか42名	理崎勝三, 野原清三郎, 理崎定夫, 理崎なか, 理崎寛治, 理崎松島, 滝原勇一, 野原弘, 伊藤恒雄, 伊藤勇雄, 伊藤藤工門, 伊藤専一郎, 伊藤勇一郎, 高須正男, 伊藤茂, 野原明夫, 伊藤庄吉, 伊藤昭夫, 野原五郎, 野原秀雄, 野原勝, 理崎友吉, 理崎文一, 野原音吉, 野原己好, 野原西男, 野原実, 野原敏夫, 理崎藤之助, 野原幸喜, 野原竹雄, 野原淳一郎, 野原亨, 野原義助, 理崎清吉, 理崎勇蔵, 理崎俊男, 樽見健次郎, 堀田寿夫, 川井豊, 伊藤三吉, 野原豊美
" 第214号	" " " 202番地	野 口 正 男 ほか6名	山本弘道, 来栖順一, 高塚清, 額賀信行, 額賀直行, 成島源兵衛
" 第215号	" " 大字浜 665番地	関 口 憲 一	

" 第216号	" "	甲1943番地	小松崎 政 一 ほか9名	小津壮而, 関口憲一, 栗山甚工門, 橋本久男, 斉藤晃, 斉藤一郎, 弓 削享, 弓削達雄, 額賀愛親
" 第305号	" "	大字西蓮寺 223番地	滝ヶ崎 進 ほか15名	高野靖, 高野誠一, 高柳正三, 高 塚政, 鈴木久喜, 松金宏治, 松金 功, 飯島しづ子, 理崎四郎, 滝ヶ 崎常由, 滝ヶ崎博, 滝ヶ崎昇司, 根本文男, 根本清一郎, 根本勝夫
" 第306号	" "	大字手賀 1162番地	野 原 信 ほか39名	理崎勝三, 野原清三郎, 理崎定夫, 理崎なか, 理崎寛治, 理崎松島, 滝原勇一, 野原弘, 伊藤恒雄, 伊 藤勇雄, 伊藤藤工門, 伊藤専一郎, 伊藤勇一郎, 高須正男, 伊藤茂, 野原明夫, 伊藤庄吉, 伊藤照夫, 野原五郎, 野原秀雄, 野原勝, 理 崎友吉, 理崎文一, 野原音吉, 野 原己好, 野原西男, 野原実, 野原 敏夫, 理崎藤之助, 野原幸喜, 野 原竹雄, 野原淳一郎, 野原亨, 野 原義助, 理崎清吉, 理崎勇蔵, 理 崎俊男, 樽見健次郎, 堀田寿夫
" 第313号	" "	大字八木蒔 179番地の2	坂 本 瑞 夫 ほか3名	遠藤竹雄, 坂本文吉, 坂本芳男
" 第314号	" "	" 181番地	坂 本 芳 男 ほか3名	坂本文吉, 坂本瑞夫, 勢子源吉
" 第315号	" "	" 328番地の1	小 沼 春 雄 ほか1名	勢子源吉

- 2 免許しようとする内容, 制限又は条件および存続期間は, 昭和48年7月11日付茨城県告示第723号及び昭和48年8月27日付茨城県告示第858号で公示した内容と同じ。

茨城県告示第1079号

鶺鴒沼土地改良区が行なおうとする鶺鴒沼地区土地改良事業については, 適当と決定したので, 土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する, 同法第8条第6項の規定により公告し, 関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和48年11月8日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

鶺鴒沼土地改良区定款の写し

鶺鴒沼地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間

昭和48年11月15日から昭和48年12月5日まで

3 縦 覧 の 場 所

岩井市役所

猿島町役場

境町役場

茨城県告示第1080号

豊里町長比毛政章から、昭和48年6月29日付で認可申請のあつた上原地区土地改良事業については適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和48年11月8日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

上原地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間

昭和48年11月15日から昭和48年12月5日まで

3 縦 覧 の 場 所

豊里町役場

茨城県告示第1081号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良事業を認可したので、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和48年11月8日

茨城県知事 岩 上 二 郎

土 地 改 良 区	実 施 地 区	申 請 年 月 日	認 可 年 月 日
牛久沼土地改良区	入 地 地 区	昭和48年6月19日	昭和48年10月31日
同 上	飯 沼 地 区	同 上	同 上
大和村西土地改良区	大 国 玉 地 区	昭和48年8月2日	同 上

茨城県告示第1082号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和48年11月8日から30間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和48年11月8日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 一般国道245号
- 2 供用開始の区間 那珂郡東海村大字照沼字寺沼94番の2から
勝田市長砂字横道東875番まで
- 3 供用開始の期日 昭和48年11月8日

茨城県告示第1083号

真壁郡真壁町大字長讃417番地に事務所をおく、長讃村源法寺土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨届け出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

昭和48年11月8日

茨城県下館土地改良事務所長 安 達 敏 三

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
真壁郡真壁町大字源法寺417	理 事	沼 口 三 郎	理 事 長
" " " 500の2	"	沼 口 芳次郎	
" " " 412	"	沼 口 正 一	
" " " 425	"	横 田 定 雄	
" " " 348	"	横 田 七郎平	
" " " 826	"	塚 本 軍 蔵	
" " " 800	"	柴 田 一 郎	
" " " 760	"	塚 本 嘉 平	
" " " 757	"	塚 田 文 作	
" " 大字塙世1042	"	山 中 虎之助	
" " " 1146	"	榎 戸 安 治	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
真壁郡真壁町大字源法寺417	理 事	沼 口 三 郎	理 事 長
" " 大字塙世1042	"	山 中 虎之助	

"	"	大字源法寺757	"	塚 田 正	
"	"	" 820の2	"	山 中 儀 重	
"	"	" 343	"	橋 本 茂	
"	"	" 500の2	"	沼 口 高 史	
"	"	" 826	"	塚 本 昭 市	
"	"	" 357の1	"	菊 池 正 雄	
"	"	" 452	"	塚 田 市 郎	
"	"	" 795	"	山 中 正 市	
"	"	大字塙世1019	"	田 崎 実	
"	"	" 1146	監 事	榎 戸 安 治	総 括 監 事
"	"	大字源法寺760	"	塚本 幾右工門	
"	"	" 430	"	篠 崎 悦 美	
"	"	" 648	"	沼 口 茂	

茨城県告示第1084号

岩井市大字鵜戸 439 番地の 3 に事務所をおく、鵜戸沼土地改良区から次のとおり、役員が就退任した旨届け出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18第17項の規定により公告する。

昭和48年11月8日

茨城県境土地改良事務所長 坂 本 富 三

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
岩井市大字長須4113	理 事	藤 井 嘉一郎	理 事 長
" 大字鵜戸901	"	風 見 寛	
猿島郡境町大字若林540	"	須 長 作 蔵	
岩井市大字長須1575の1	"	神 坂 平次郎	
" 大字長谷1576	"	滝 本 包 芳	
" 大字上出島878の2	"	野 本 政 芳	
" 大字三1188	"	倉 持 忠太郎	
" 大字長須1888の2	"	吉 沢 源 治	
" 大字長谷2953	"	島 村 明	
" " 522の1	"	藤 井 進	
猿島郡境町大字伐木96	"	関 根 幸 一	
岩井市大字長須1737	"	小 林 兵 一	
" 大字寺久508	"	張 替 茂 雄	

猿島郡境町大字若林2357	"	染 谷 勝太郎
岩井市大字長須424	"	平 田 佳 郎
" " 5056の1	"	前 島 実
" 大字寺久1077	"	小 島 豊 治
" 大字長須2100の1	"	野 口 幸 一

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
岩井市大字長須4113	理 事	藤 井 嘉一郎	理 事 長
" 大字上出島878の2	"	野 本 政 芳	
" 大字長谷522	"	藤 井 進	
" 大字鶴戸901	"	風 見 寛	
" 大字長須1575の1	"	神 坂 平次郎	
猿島郡境町大字若林540	"	須 長 作 蔵	
岩井市大字長須1737	"	小 林 兵 一	
" " 2100の1	"	野 口 幸 一	
猿島郡境町大字伐木96	"	関 根 幸 一	
" " 大字若林2357	"	染 谷 勝太郎	
岩井市大字三175	"	倉 持 権 一	
" 大字寺久727	"	小 島 作一郎	
" 大字長須424	"	平 田 佳 郎	
" 大字駒跣1019の4	"	飯 田 文 吉	
" 大字長須5056の1	"	前 島 実	
" 大字鶴戸474	"	石 塚 吉	
" 大字長須1888の2	"	吉 沢 源 治	
猿島郡境町大字若林2114	"	染 谷 正 治	
岩井市大字長谷2953	"	島 村 明	
" " 1576	"	滝 本 包 芳	

公 告

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和48年11月8日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道茨城水戸線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
水戸市常磐町字浦口内地
" 2523番, 2524番, 2525番, 2526番, 2527番, 2528番, 2529番, 2530番, 2531番, 2532番, 2533番, 2534番, 2535番, 2536番, 2537番, 2538番, 2539番, 2540番, 2541番, 2542番, 2543番, 2544番, 2545番, 2546番, 2547番, 2548番, 2549番, 2550番, 2551番, 2552番, 2553番, 2554番, 2555番, 2556番, 2557番, 2558番, 2559番, 2560番, 2561番, 2562番, 2563番, 2564番, 2565番, 2566番及び2567番
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和48年11月8日から昭和49年3月31日まで

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和48年11月8日

茨城県知事 岩 上 二 郎

指定番号	指 定 日 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員 (m)	延 長 (m)
竜土木指令 第812号	48.10.29	広 田 昭	竜ヶ崎市根町 3414	竜ヶ崎市出し山637の1	4.00	17.40
" 第813号	"	有限会社日本 地研 代表取締役 布施恵四郎	横浜市戸塚区飯 田町2141	稲敷郡茎崎村大字高崎 字高見原2303—290, 292	4.00	146.00
" 第814号	"	石 田 桂一	北相馬郡藤代町 宮和田458	北相馬郡藤代町宮和田 字砂田1238	4.41	19.90

雑 報

●地方職員共済組合役員の異動

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第14条第4項の規定に基づき役員の異動を次のとおり公告する。

昭和48年11月8日

地方職員共済組合理事長 松 島 五 郎

新 任

監 事 (非常勤) 山 中 庄 太 郎

退 任

監 事 (非常勤) 児 玉 実 孝

(以上新任は昭和48年10月19日付, 退任は10月12日付)

~~~~~

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

# 茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料は，昭和47年4月1日から送料とも1ヵ月300円です。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 3 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所